明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

［削る］
七～十一　［略］
［削る］

［削る］

2　信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局の総務課は、第一項に規定するもののほか、次条各号及び第二百八十一条の二第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

3　［略］
4　［略］
5　［略］

（財務課の所掌事務）

第二百八十一条　財務課は、総合通信局の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］
三　行政財産及び物品の管理に関すること（前条第一項第八号に規定するものを除く。）。
［四・五　略］

（企画課の所掌事務）

第二百八十一条の二　企画課は、総合通信局の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総合調整に関すること（政策の企画及び立案に関するものに限る。）。
二　広報に関すること。
三　情報の公開に関すること。
四　総合通信局の保有する個人情報の保護に関すること。
五　信書便事業の監督に関すること。

2　関東総合通信局の企画課に信書便主任専門官四人を、近畿総合通信局の企画課に信書便主任専門官二人を、東北総合通信局、東海総合通信局及び九州総合通信局の企画課にそれぞれ信書便主任専門官一人を置く。

3　信書便主任専門官は、命を受けて、第一項第五号に掲げる事務を行う。

（情報通信部に置く課）

第二百八十二条　情報通信部に、次に掲げる課を置く。

電気通信事業課
情報通信連携推進課（信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。）
情報通信振興課
放送課（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。）

（電気通信事業課の所掌事務）

第二百八十三条　電気通信事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十　略］
［削る］
［削る］
［削る］

九　広報に関すること。
十～十四　［同上］

2　北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の総務課に、企画広報室を置く。

3　企画広報室は、第一項第六号、第七号、第八号（政策の企画及び立案に関するものに限る。）及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

4　企画広報室に、室長を置く。

5　信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局の総務課は、第一項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

6　［同上］
7　［同上］
8　［同上］

（財務課の所掌事務）

第二百八十一条　［同上］

［一・二　同上］
三　行政財産及び物品の管理に関すること（前条第一項第十一号に規定するものを除く。）。
［四・五　同上］

（信書便監理官及び信書便主任専門官の所掌事務）

第二百八十一条の二　信書便監理官は、命を受けて、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。

2　信書便主任専門官は、命を受けて、信書便監理官のつかさどる職務を助ける。

（情報通信部に置く課）

第二百八十二条　情報通信部に、次に掲げる課を置く。

電気通信事業課
情報通信連携推進課（信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。）
情報通信振興課（信越総合通信局及び北陸総合通信局を除く。）
放送課（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。）

（電気通信事業課の所掌事務）

第二百八十三条　［同上］

［一～十　同上］

2　信越総合通信局及び北陸総合通信局の電気通信事業課は、前項に規定するもののほか、第二百八十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

3　信越総合通信局及び北陸総合通信局の電気通信事業課に、情報通信振興室を置く。

4　情報通信振興室は、第二百八十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

5　情報通信振興室に、室長を置く。